

一般社団法人岡山県臨床工学技士会 会費賦課徴収規程

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第8条によりこれを定める。

第2条 会費は次の種別によりこれを賦課する。

- (1) 正会員に対して入会金 3,000 円と会費 5,000 円を賦課する
- (2) 準会員に対しては会費 3,000 円を賦課する（但し、組織運営規程第29条に定める学生会員についてはこれを免除する）
- (3) 賛助会員に対しては賛助会費 20,000 円を賦課する
- (4) 特別な事由ある会員の会費賦課については、理事会の決議を経てこれを免除することができる

第3条 会費の賦課額は社員総会の決議を経て定める。

- 2 既会員の納入期限及び納入方法は当該年度（4月1日より、翌年3月31日まで）の始まる前日までに、つぎに掲げる表の方法により会費を納入する。
- 3 入会希望者または会員に特別な事由がある場合の納入期限及び納入方法は、事務局が当事者と協議の上で会費の納入期限と納入方法を決定する。

種別	金融機関	納入方法
正会員	ゆうちょ銀行 または 中国銀行	原則会員指定の口座からの自動振替
準会員		原則本法人指定の口座への払込み
賛助会員	ゆうちょ銀行	原則本法人指定の口座への払込み

- 4 正会員の入会時期が1月、2月、3月の場合は、翌年度まで決議権および社員総会への参加資格がない。

第4条 会費を完納した会員は次の権利を有する。

- (1) 正会員は社員総会における決議権を有する
- (2) 正会員は当法人活動の情報を受け取ることができる
- (3) 準会員は会誌提供をのぞく当法人活動の情報を受け取ることができる
- (4) 賛助会員は当法人活動の情報を受け取ることができる
- (5) 賛助会員は当法人の発行する会誌への広告を無料掲載する権利を有する

附則 1 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

- 2 この規程は、当法人の設立許可があった日から施行する。